

インドネシア政府によるジャワ・バリでの活動制限の延長（内務大臣指示の発出）

令和4年2月16日（総22第14号）

在デンパサール日本国総領事館

- ジャワ・バリでの活動制限が2月21日まで延長されました。
- バリ州及びジャカルタ首都圏等の活動制限レベルは3のままとする一方、西ジャワ州カラワン市、東ジャワ州スラバヤ市のレベルが3に、中部ジャワ州のスマラン市のレベルが2に引き上げられました。
- ショッピング・モールや公共施設への12歳未満の入場については、親の同伴が必要で、「6歳から11歳まで」の子供は最低1回分のワクチン接種証明書の提示が必要とされ、6歳未満の子供は親の同伴のみが入場の要件とされました。

1. 2月14日、ティト内務大臣は、ジャワ・バリでの活動制限を2月21日まで延長する旨の内務大臣指示（2022年10号）を発出しました。

2. 同内務大臣指示では、ジャカルタ首都圏、西ジャワ州バンドン市、バリ州、ジョグジャカルタ特別州等の活動制限はレベル3のままとされ、西ジャワ州カラワン市、東ジャワ州スラバヤ市等の活動レベルが3に、中部ジャワ州スマラン市等の活動レベルが2に引き上げられました。

レベル3：ジャカルタ首都圏（ジャカルタ首都特別州、バンテン州のタンゲラン県・市、南タンゲラン市、西ジャワ州のブカシ県・市、ボゴール県・市、デポック市）、西ジャワ州のバンドン市、カラワン県、ジョグジャカルタ特別州、東ジャワ州スラバヤ市、**バリ州** 等

レベル2：中部ジャワ州のスマラン市 等

3. ジャワ・バリの活動制限レベル3の主な変更点は以下のとおりです。その他の活動制限の内容については2月9日付けの当館お知らせ（<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100300035.pdf>）を参照してください。

（1）ショッピング・モールや公共施設（公園、観光施設等）への12歳未満の入場にあたっては、親の同伴が必要であり、6歳から11歳までの子供は最低1回分のワクチン接種証明書の提示が必要。また、収容率は50%までに変更。

（2）観光施設へのアクセス道路におけるナンバープレートの奇数偶数交通規制の条項が削除。

（3）必須分野に該当しない業種の出勤率が50%までに変更。

（4）ジム、会議室、ボールルームの収容率が50%までに変更。

（5）文化・文化・芸術・スポーツについて、密を生じさせ得る活動の収容率が50%までに変更。

4. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。邦人の皆様におかれても、インドネシア国内の感染拡大の状況等には充分注意し、最新の関連情報の入手に努めてください。居住地・活動地の地方政府が定める対象地域や活動制限の内容については、各地方政府の発表等最新の関連情報の入手に努めてください。